

違反対象物公表制度について

更新日：令和 3 年 9 月 21 日

本制度は、紋別地区消防組合管内（紋別市・滝上町・興部町・西興部村・雄武町）の飲食店、物品販売店舗、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの避難することが困難な人が利用する建物で、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備**のいずれかが、消防法令において設置義務があるにもかかわらず、未設置であるもの、または維持管理の不適により主たる機能が喪失している建物をホームページにおいて公表するものです。

なお、本制度の目的は建物を利用しようとする方が、自ら建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断出来るようにすることであり、公表内容についてはその建物の名称、所在地及び違反内容となります。

主たる機能が喪失しているとは、いざというときに設備の機能を果たすことができない場合をいいます。

- (例)・ 屋内消火栓やスプリンクラー設備の水を送るポンプが故障していて、水が出ない。
- ・ 自動火災報知設備が故障し、火災でもないのに度々鳴ってしまうからと、受信機の電源を切っている。

※ 現在、下記の違反対象物一覧のとおり、公表の対象となる建物が 1 件あります。



